# 首都直下地震道路啓開計画検討協議会規約

# (名 称)

第1条 本会は、「首都直下地震道路啓開計画検討協議会」(以下「協議会」という) と称する。

# (目 的)

第2条 協議会は、首都直下地震発災後の速やかな道路啓開を実施すべく、各道路管理者や救命救助活動等に従事する関係機関が連携し、一体的かつ状況にあわせた的確な道路啓開のあり方を検討し、各道路管理者の道路啓開計画に資することを目的とする。

## (協議事項)

- 第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討を行うものとする。
  - (1) 各関係機関における救援救助活動計画(案)の情報共有
  - (2) 広域支援活動を支え、被災地への進出、活動および展開の基本となる 啓開ルートの選定方針の確認
  - (3) 迅速かつ的確な道路啓開のための関係機関の連携のあり方検討及び必要な措置の確認
  - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

#### (組 織)

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等を もって組織する。
  - 2. 協議会には座長を置き、座長は、国土交通省道路局環境安全・防災課道路 防災対策室長とする。
  - 3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を 代行する。
  - 4. 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。 ただし、必要に応じ座長が指名する者を、会員として参加させることが できる。

# (事務局)

第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

1. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課に置くものとする。

# (規約の改正)

第6条 本規約の変更は、本協議会の議決によらなければならない。

# (その他)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定める。

附 則 本規約は、平成26年7月14日から施行する。 本規約は、令和3年7月7日一部改正する。

# 首都直下地震道路啓開計画検討協議会 名簿

所属	役職	 備 考
【道路管理者】		
国土交通省道路局 環境安全・防災課	道路防災対策室長	座長
関東地方整備局	道路部 道路情報管理官	
関東地方整備局	統括防災官	
関東地方整備局	東京国道事務所長	
東京都建設局	道路管理部 道路防災専門課長	
東日本高速道路(株)関東支社	管理事業部 部付部長	
中日本高速道路(株)東京支社	企画統括課 課長	
中日本高速道路(株)八王子支社	企画統括課 担当課長	
首都高速道路(株)保全・交通部	防災・交通管理室 防災対策課長	
【関係機関】		
警察庁交通局	交通規制課 課長補佐	
警視庁交通部	交通規制課 課長代理	
防衛省統合幕僚監部	参事官付 企画官	
陸上自衛隊東部方面総監部	防衛課長	
総務省消防庁国民保護・防災部	防災課 震災対策専門官	
東京消防庁	防災部 震災対策課長	
東京都総務局	総合防災部 防災対策担当課長	
東京都総務局	総合防災部 防災計画担当課長	
【事務局】		
関東地方整備局	道路部 道路管理課	
協力:関東地方整備局	統括防災グループ 防災室	
関東地方整備局	東京国道事務所 防災情報課	
国土交通省道路局 環境安全・防災課	道路防災対策室	